

第3回 新潟地域合併問題協議会の概要について

今号から、合併関連情報は、
この色の紙でお届けします。

お知らせします。

昨年十二月二十五日、新潟市で第三回新潟地域合併問題協議会(いわゆる任意の合併協議会)が開催されました。

協議会では、次の項目について協議しました。

合併の方式
合併の期日
協議会の議員の任期や定数の取り扱い
地域審議会の取り扱い
事務事業調整の原則
(各市町村間で異なる制度などの統一方法について方向付け)
合併設計画の策定方法(いわゆる市町村建設計画。合併後のまちが将来進むべき方向や、それに基づく具体的な事業計画を定める)

今臨時号では、協議結果と、新潟市と新津市の事務事業を比較した評価総括表について、それぞれ概要をお知らせします。

【編入合併と新設合併の違い】

区分	(新潟市への) 編入合併	新設合併
定義 法人格	新潟市以外の11市町村を廃し、その区域を新潟市に加える。 新潟市の法人格は存続し、11市町村の法人格はなくなる。	12市町村を廃し、その区域をもって新たに1つの市を置く。 12市町村の全ての法人格がなくなり、一つの新しい法人格が発生する。
市の名称	新潟市	新たに制定
首長	新潟市長はそのまま在任、11市町村長は失職	12市町村長は全員失職、新市長を選挙する。
議会議員	新潟市以外の11市町村の議員は原則全員失職、新潟市の議員はそのまま在任。 合併特例法による特例があります。	12市町村の全議員が原則失職、新市の法定数(上限56人)により設置選挙を行う。 合併特例法による特例があります。
職員	新潟市以外の11市町村の職員は原則全員失職、新潟市の職員はそのまま在任。 ただし、合併特例法により、11市町村の職員は新潟市の職員としての身分を保有	12市町村の職員は原則全員失職。 ただし、合併特例法により、全員新市の職員としての身分を保有

合併の方式は時間をかけて協議します

合併の方式には、編入合併と新設合併があり、主な違いは左表のとおりです。

冒頭、新潟市から「市の規模が一番大きい、拠点性・中枢性が高い、中核市として総合的行政運営能力を持つているなどの理由から、新潟市への編入合併方式をお願いしたい。吸収合併ではなく大同団結型合併

として協議を進めたい」との提案がありました。

「異存ない」との意見も出ましたが、「新設合併にすべき」「他市町村の意見を聞きながら検討したい」「議会の意見集約がまだなされていない」などとする意見が出され、今後も協議を続けることになりました。

合併特例法の期限内の合併を目指します

合併の期日については、第二

回協議会の「政令指定都市の実現を目指す決議」で方向性を確認していることから、政令指定都市の弾力的な指定(従来の八万人から七十万人へ人口要件を引き下げる)が受けられる合併特例法の期限である平成十七年三月末までの合併を目指すことが決まりました。

ただし、これは現時点の最終期限であり、協議の進み具合などによっては早まる可能性もあります。